

下水道法に基づく特定事業場一覧表

以下の注意事項を確認し、同意の上でご利用ください。

【注意事項】

- (1) この一覧表は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設のうち、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 に基づく特定施設を設置する工場及び事業場から清須市に届出がなされた内容を基に作成したものです。
- (2) この一覧表に記載がないものについて特定施設が設置されていないことを保障するものではありません。
- (3) 届出の遅延などにより、一覧表に掲載されていない場合、又は掲載事項が変更している場合があります。
- (4) 現存の○印がついていない事業場の届出書は文書保存期間が経過すると順次廃棄されるため、一覧表に掲載されている場合でも既に届出書が廃棄されている場合があります。
- (5) 有害物質欄は、一覧表の作成時点での届出内容に基づき記載しており、特定施設での使用のほか、事業場における特定施設以外での使用又は、薬品の保管などを含みます。有害物質が使用などされている場合は○印、過去に有害物質が使用などされていた場合は△印を付しています。
- (6) 水質汚濁防止法に基づく届出（排水を公共用水域に排出する場合など）は、下記にお問い合わせください。

愛知県尾張県民事務所 環境保全課

〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号

電話 052-961-7211（代表）

- (7) この一覧表に記載した情報の利用により生じた事故及び損害については、清須市は一切責任を負いません。

問合せ 清須市建設部上下水道課

清須市須ヶ口 1238 番地

電話 052-400-2911（代表）

下水道法に基づく特定事業場一覧（所在地五十音順）

令和7年3月末現在

現存 事業場名称	所在地	届出水量 m ³ /日平均	主な特定施設 の令別表番号	有害物質 使用区分
○ 清須市学校給食センター	一場弓町173番地1	159.00	66の4	
○ 大和精工 株式会社	土器野宮東707番地	3.60	71の5	○
東海プリントメディア 株式会社	西市場五丁目5番地2	6.70	23の2	△
○ 株式会社 ワイストア 清洲店 惣菜プロセスセンター	西市場五丁目5番地3	23.00	66の5	
○ 株式会社 ワイストア 清洲生 鮮PCセンター	西市場五丁目5番地18	35.00	2	

(注)有害物質使用区分の「○」は集計時点における特定施設での有害物質の使用の有無を示し、「△」は集計時点以前における特定施設での有害物質の取扱履歴が確認されたものを示す。